

社 会 福 祉 法 人 愛 心 会
定 款

平成 29 年 2 月 14 日認可

社会福祉法人愛心会定款

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 評議員（第5条—第9条）

第3章 評議員会（第10条—第15条）

第4章 役員及び職員（第16条—第28条）

第5章 理事会（第29条—第33条）

第6章 資産及び会計（第34条—第41条）

第7章 公益を目的とする事業（第42条）

第8章 解散（第43条、第44条）

第9章 定款の変更（第45条）

第10章 公告の方法その他（第46条、第47条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第1種社会福祉事業

- （イ） 軽費老人ホームの経営
- （ロ） 特別養護老人ホームの経営

（2）第2種社会福祉事業

- （イ） 老人介護支援センターの経営
- （ロ） 老人居宅介護等事業の経営
- （ハ） 老人短期入所事業の経営
- （ニ） 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 老人デイサービスセンターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人愛心会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービス（社会福祉法人による介護保険サービスに係る利用者負担軽減等）を積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県鹿児島市下福元町狩集9057番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、同委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名・外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 6 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項の規定を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を防げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が960,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 前項の基準を定めるにあっては、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、この法人の経理の状況その他事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定めるものとし、公表しなければならない。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他の評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会の運営は、この定款による他、別に定めるところによる。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項及び別に定めるところによる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、署名又は記名押印するものとする。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 7名

(2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項の規定を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えないこととする。

て含まれることとなってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項の規定を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を防げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 業務のために要した費用は、別に定める役員等の役員報酬規程により支弁することができる。

(取引の制限)

- 第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法

人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、別に定める規程によるものとする。

(役員の賠償責任)

第25条 理事、監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第26条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第27条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）及び監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金50万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第28条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が議長の職務を代行する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

2 前項第3号にかかる規程は、別に定めるところによる。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、以下の事項及び別に定める事項については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を受けるものとする。

(1) 基本財産の処分

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)

(4) 公益事業に関する重要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 鹿児島県鹿児島市吉野町10710番268所在のケアハウス優和の里 敷地1筆(8,267.04m²)

(2) 鹿児島県鹿児島市吉野町10710番269所在の宅地(43.93m²)

(3) 鹿児島県鹿児島市吉野町10710番268所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根2階建ケアハウス優和の里園舎1棟(延面積2,145.30m²)及び付属建物コンクリートブロック造スレート葺平家建プロパン庫(床面積7.84m²)

(4) 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦字鳥川野道下2462番2、2458番2、2461番3、2463番2、2463番3、2467番93、2467番95、2467番94、2461番2、2462番1、2463番1、2467番45所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根スレートぶき平家建特別養護老人ホーム縄文の郷の園舎1棟(延面積3,831.39m²)及び付属建物鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平家建機械室(床面積52.71m²)及び付属建物コンクリートブロック造スレート葺平家建ポンプ室(8.24m²)及び付属建物コンクリートブロック造スレート葺平家建プロパン庫(11.68m²)及び付属建物木造スレートぶき平家建倉庫(32.60m²)及び付属建物木造スレートぶき平家建倉庫(32.00m²)

(5) 鹿児島県鹿児島市下福元町字狩集9057番所在のケアハウス桜の苑 敷地13筆(36,287.95m²)鹿児島市下福元町字狩集9051番2、9058番、9059番口、9064番、9065番、9066番、9068

- 番、9059番1、9060番、9063番1、9069番、9067番、9057番
- (6) 鹿児島市下福元町字狩集 9057番、9069番、9067番、9068番、9069番先、9058番、9059番
口所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建ケアハウス桜の苑の園舎(床面積1階 1,601.90 m²
／床面積2階 987.50 m²／床面積3階 987.50 m²)
- (7) 鹿児島県鹿児島市下福元町字狩集 9057番地、9069番地、9067番地、9068番地、9069番地、
9058番地、9059番地口所在の鉄骨造スレートぶき平家建グループホーム桜の園舎(床面積
600.64 m²)及び木造スレートぶき平家建倉庫(床面積90.35 m²)及びブロック造スレートぶき
平家建物置(床面積12.53 m²)
- (8) 鹿児島県鹿児島市下福元町字狩集 9073番2所在の宅地(1117.33 m²)
- (9) 鹿児島県鹿児島市下福元町字狩集 9073番10所在の雑種地(87 m²)
- (10) 鹿児島県熊毛郡屋久島町原字馬石ノ下 914番23所在のグループホームやくしま 敷地1筆
(1353.40 m²)
- (11) 鹿児島県熊毛郡屋久島町原字馬石ノ下 914番23所在の木造スレート葺平家建グループホーム
やくしま園舎(床面積299.82 m²)
- (12) 鹿児島県熊毛郡屋久島町原字馬石ノ下 914番23所在の木造スレートぶき平家建グループホー
ムやくしま園舎(床面積270.75 m²)
- (13) 鹿児島県大島郡与論町大字立長字伊波 3069番5の宅地(1352.10 m²)
- (14) 鹿児島県大島郡与論町大字立長字伊波 3069番5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建作業
所(147.14 m²)及びブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建作業所(46.22 m²)及び木造合金メッ
キ鋼板ぶき平家建養護所(106.48 m²)及び木造合金メッキ鋼板ぶき平家建作業所(18.53 m²)及び
木造スレートぶき平家建作業所(84.11 m²)
- (15) 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦字鳥川野道下 2459番1、2459番4、2458番1所在の木造セメ
ントかわら・スレート・合金メッキ鋼板ぶき平家建就労継続支援屋久の郷作業所(床面積499.89
m²)
- (16) 鹿児島県鹿児島市和田三丁目 1064番10、1123番4、1064番11所在の特別養護老人ホーム愛
心苑、敷地3筆(3,703.23 m²)
- (17) 鹿児島県鹿児島市和田三丁目 1064番10、1123番4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
特別養護老人ホーム愛心苑の園舎(床面積1階 1,239.58 m²／床面積2階 1,313.05 m²／床面
積3階 1,313.05 m²)
- (18) 鹿児島県鹿児島市下福元町字狩集 9070番7所在の雑種地(33 m²)
- (19) 鹿児島県鹿児島市下福元町字狩集 9070番3所在の雑種地(17 m²の持分6分の1)
- (20) 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦字鳥川野道下 2459番4、2467番5所在の就労継続支援事業所
屋久の郷工場(107.42 m²)
- (21) 鹿児島県鹿児島市下福元町字狩集 9073番2所在の木造スレートぶき平家建デイサービス桜の
苑園舎(床面積 190.42 m²)
- (22) 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房字向エ野 2354番15所在の木造スレート・合金メッキ鋼板ぶき平
家建デイサービス安房の丘園舎(192.23 m²)
- (23) 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房字向エ野 2354番15所在の木造スレートぶき平家建グループホ
ームこもれびの杜園舎(499.98 m²)
- (24) 鹿児島県熊毛郡屋久島町一湊字岡中道 2101番1所在の木造スレートぶき平家建デイサービス
屋久の杜園舎(床面積213.89 m²)
- (25) 鹿児島県大島郡与論町大字茶花字辻宮 1022番2、1022番1所在の木造スレートぶき平家建ケ
アホームヨロン園舎(床面積294.57 m²)
- (26) 鹿児島県大島郡与論町大字立長字伊波 3060番1所在の宅地(1876 m²)

(27) 鹿児島県大島郡与論町大字立長字伊波 3060 番 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建みそ作業棟(床面積 129.5 m²)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、鹿児島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、同知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

2 前項の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を、また運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受ける。

ればならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島県知事に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人愛心会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 満 吉 茂三郎

理事 満 吉 信 子

理事 長 濱 茂次郎

理事 中 村 隆 吉

理事 鎮 守 正 八

理事 宮 里 金次郎

理事 中 島 一 男

理事 稲 森 忠 穂

理事 本 橋 亘

理事 三 原 学

監事 田 平 實 俊

監事 下 野 耕 作

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。